

(令和 2. 4. 8)

緊急事態宣言下での執行事件の実施業務について（確定版）

第 1 繼続業務

- 1 郵便物、宅配便の受付及び配布
- 2 提出書類の立件
- 3 電話等の問合せ対応

第 2 繼続業務以外に実施する業務

1 不動産関係

- (1) 執行停止、執行取消し
- (2) 不動産競売の開始決定、差押登記

※ 現況調査命令、評価命令は発令しない。

※ ケ事件については、縮小態勢で可能な範囲で順次発令（通常処理より遅れることは可）

- (3) 期日の取消し等

ア 配当期日、弁済金交付日（既指定のもの）

※ ただし、4月20日以降のもの

イ 売却実施処分の取消し（4月15日、5月20日の各開札期日分。）

それ以降の開札期日分については、今後の情勢により判断）

※ 緊急事態宣言期間中の売却実施処分（4月15日、4月30日）は行わない。

ウ 代金納付期限

新たな代金納付期限は指定しない。

既指定分については延期しない。ただし、最高価買受申出人の希望があれば柔軟に延期する（連絡が付かないまま納付期限を迎えた最高価買受申出人については、延期をするかどうかを裁判官と相談する。）。

- (4) 取下げ処理

- (5) 配当期日、弁済金交付日

4月17日までの既指定分を実施する。新たな期日等の指定は行わない。

(6) 特に緊急性が高い引渡命令申立事件の処理（執行官とは個別に調整する。）

2 債権関係

(1) 執行停止、執行取消し

(2) 期日の取消し等

配当期日、弁済金交付日（下記(5)を除く。）

(3) 債権差押命令の発令、第三債務者への送達

(4) 取下げ処理

(5) 配当期日、弁済金交付日

4月17日までの既指定分を実施する。毎月配当を行う定期金（養育費、婚姻費用等の扶養義務に係るもの）については、その後も実施し、期日指定も行う。その他の配当等の期日は、新たに指定しない。

3 財産開示、第三者からの情報取得関係

停止及び取消し